

第2次総合計画の諮問に関する流れ

《総合計画審議会の役割》

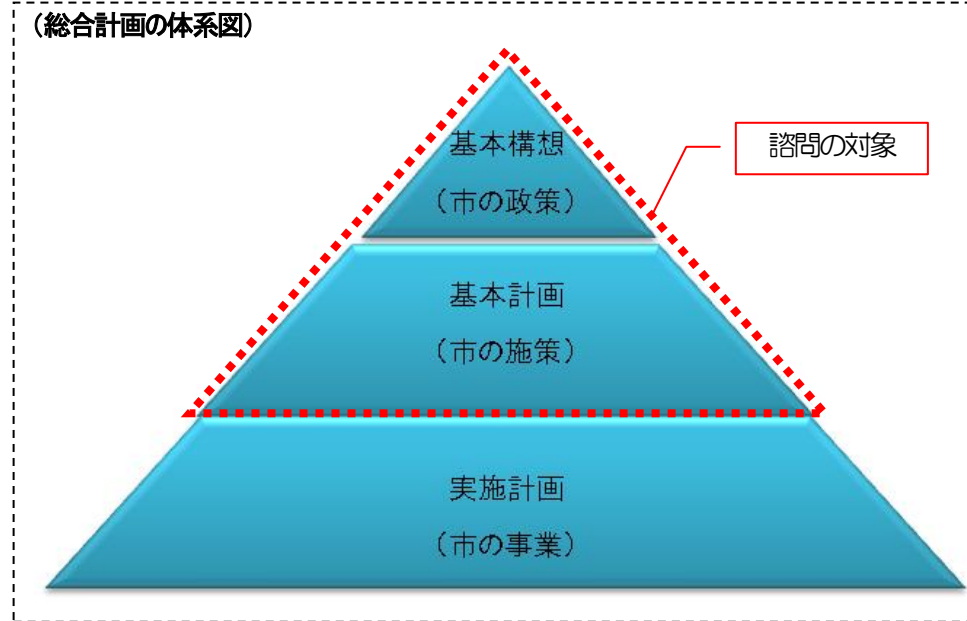
亀山市総合計画条例第14条の規定に基づき、総合計画の策定（変更・廃止）に際して、市長の諮問に対する調査審議を行うための機関として設置されます。
※諮問の対象は、基本構想及び基本計画

[これまでの審議会]・・・庁内での検討状況等の報告、意見交換

- 第1回審議会（H27.10.7） 第2次総合計画策定に向けた基礎的背景等の情報共有
- 第2回審議会（H28.1.25） 第2次総合計画の策定の背景、基本構想(骨格案)
- 第3回審議会（H28.5.19） 第2次総合計画基本構想(中間案)、第1次総合計画の検証
- 第4回審議会（H28.8.23） 第2次総合計画前期基本計画(検討案)**

[これからの審議会]・・・正式な諮問 ⇒ 審議 ⇒ 答申

- 第5回審議会（H28.10.31） 諮問、基本構想に関する審議
 - 第6回審議会（H28.11.7） 基本計画に関する審議①
 - 第7回審議会（H28.11.9） 基本計画に関する審議②
 - 第8回審議会（H28.11.28） 総括審議
 - 第9回審議会（H28.12） 答申
- ※第9回審議会については、市議会12月定例会との日程調整の上、改めて決定の予定
※現時点での候補日は、12/5、12/7



《第4回審議会について》

前回までに意見交換等を行っていただいた基本構想(中間案)に基づき、第2次総合計画・前期基本計画の検討状況を報告
⇒検討案に対し、原案に対する不足している点や、修正すべき点等について、委員間での意見交換

[第2次総合計画前期基本計画の構成]

- ・基本構想に位置付けた基本施策の大綱の沿って行う具体的な施策を明らかにする
 - ・期間は、平成29年度から平成33年度の5年間
- (主な位置づける内容)
基本施策単位に、①現状と課題、②めざす姿、③成果指標、④施策の方向 の4つの要素を体系的に整理
重点プロジェクト(仮称):計画期間内において、重点的に取り組む施策等を明確化



審議会でのご意見を踏まえ、庁内での検討を行い、諮問案の整理を進める

(前期基本計画の概要)

(仮称) 重点プロジェクト
計画期間(H29-H33)において、重点的に取り組む施策等を明らかにするもの

